

加入・脱退の手続きについて

国民健康保険に加入や脱退するときは、必ず届け出が必要です。

お手続きは世帯ごとに世帯ぬしがまとめて行います。

マイナ保険証を持っていても、加入・脱退は14日以内に届け出てください。

会社の健康保険に入っても、国保の脱退手続きは会社ではおこないません。必ず役所へ届け出てください。

届出が必要な場合、国保の加入び、脱退び、手続きに必要なものをまとめました。

国保に加入するとき

1 他の市町村から転入してきたとき 加入びは転入び。手続きに必要なものは、他の市町村の転出証明書

2 職場の健康保険がなくなったときや被扶養者から外れたとき 加入びは退職した日等の翌日。手続きに必要なものは、健康保険喪失の証明書（職場発行）

3 出生したとき 加入びは出生び。手続きに必要なものは、母子健康手帳

4 生活保護をうけなくなったとき 加入びは生活保護を受けなくなった日。手続きに必要なものは、保護廃止決定通知しょ

国保を脱退するとき

1 他の市町村へ転出した時 脱退びは他の市町村へ引っ越した日、海外転出は翌日。手続きに必要なものは、資格確認しょ

2 職場の健康保険へ加入した時 脱退びは職場の健康保険へ加入した日の翌日。手続きに必要なものは、国保および加入した職場の資格確認しょ等（被扶養者の資格確認書が未交付の場合は、加入を証明する書類）

3 死亡したとき 脱退びは死亡した日の翌日。手続きに必要なものは、資格確認しょおよび死亡を証明する書類

4 生活保護を受けるとき 脱退びは生活保護を受け始めた日。手続きに必要なものは、資格確認しょ、保護開始決定通知しょ

5 後期高齢者医療の対象になったとき 後期高齢者医療の対象になった日の翌日。75歳で新たに対象になった人は届け出不要です。

65歳以上で一定の障害を理由に後期高齢者医療の対象となった場合の手続きに必要なものは、障害者手帳と国保および後期高齢者医療の資格確認しょ（両方）

その他、届出が必要な場合と必要書類は以下のとおりです。

1 市町村内で住所変更、世帯ぬしや氏名の変更、世帯を分ける・合併する場合 手続きに必要なものは、国保加入者全員の資格確認書

2 資格確認書や資格情報のお知らせを紛失、おそんしたとき 手続きに必要なものは、本人であることを証明するもの（使えなくなったしかく確認書や資格情報のお知らせ）

3 学業のため子どもが た市町村へ転出する時 手続きに必要なものは、在学証明書または学生証

手続き時の注意事項

1 届出の際、みとめ印が必要な場合があります。印鑑をお持ちください。

2 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の提示が必要です。

3 「資格確認書」は既に交付されているかたのみ提出が必要です。

4 再度のお知らせにはなりますが、マイナンバーカードを保険証として利用登録している場合でも、加入・脱退の手続きは必要です。

問い合わせ先

高知市 保険医療課 資格賦課担当 電話番号088-823-9360